

特別支援教育加算 Q&A

○対象園児について

Q1 ○○症の園児は対象となりますか？

A1

特定の病気である園児が対象となるものではありません。
経常費補助金交付要綱運用基準に該当する園児であり、保護者の同意書及び以下書類のいずれか1つを提出することが可能な場合対象となります。
① 医師による判定書(又は診断書※障がいの種類・程度等が分かる内容が記載されているもの)
② 身体障害者手帳の写し
③ 療育手帳の写し
④ 精神障害者保健福祉手帳の写し
⑤ 市町村等が設置する専門機関の通園(所)証明書
(※通園(所)期間、障がいの種類・程度等、症状が分かる内容が記載されているもの。ただし、経過相談や経過観察のみを目的とした通園(所)は不可。)
⑥ 児童相談所の判定書
⑦ その他上記に類する証明書等
(※通所受給者証や検査結果のみが記載されている意見書・報告書は不可)

Q2 ○○施設に通っている園児であれば対象となりますか？

A2

特定の施設等に通っている園児が対象となるものではありません。
経常費補助金交付要綱運用基準に該当する園児が、療育そのものを目的とした施設に通っていることに加え、必要書類の提出が可能である場合に対象となります。
なお、通所証明書を提出する場合は、療育の内容、通所の期間、障がいの種類及び程度が明記されている必要があります(経過相談や経過観察のみを目的とした通園(所)は不可)。

Q3 満3歳児は対象となりますか？

A3

5/1までに誕生日を迎え、入園していれば対象となります。
5/2以降が誕生日の園児は対象外です。

Q4 市町村の発達支援相談を受けている園児は対象となりますか？

A4

相談を受けていることの証明のみでは、心身状況の証明にならないため、対象となりません。
療育施設等の通所証明書又は医師の診断書等の提出が可能な場合対象となります。

Q5 5/1現在在籍している対象園児が、9/30で退園します。この園児は対象となりますか？

A5

対象となりますが、次の幼稚園に10/1現在で在籍するのであれば、どちらかの幼稚園でしか対象と出来ないの
で、両幼稚園で重複し申請してしまうことのないよう必ず確認してください。

○提出書類について

Q6 通所証明書の代わりに、通所受給者証を提出していいですか？

A6 通所受給者証は施設等に通所していることの証明とならないため、通所証明書の代わりになりません。通所証明書の提出が難しい場合は、医師等による判定書等、別の書類の提出をお願いします。

Q7 通所証明に様式はありますか？

A7 県で作成している様式はありません。証明書には、通園(所)期間、障がいの種類・程度等、症状がわかる内容が記載されていれば様式は問いませんが、経過相談や経過観察のみを目的とした通園(所)の場合は、認められません。

Q8 複数の施設に通っているが、通所証明書は通っている全ての施設分必要でしょうか？

A8 複数提出していただくことが望ましいですが、通所頻度の高い施設だけでも構いません。ただし、証明書には、通園(所)期間、障がいの種類・程度等、症状がわかる内容が記載されている必要があり、経過相談や経過観察のみを目的とした通園(所)の場合は、認められません。

Q9 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳はどのページのコピーが必要でしょうか？

A9 氏名及び有効期限(判定年月)が記載されたページのコピーを提出してください。

Q10 昨年度対象であった園児分の証明書類については、昨年度提出した書類のコピーでいいでしょうか？

A10 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳については、判定年月、認定の期限が切れていなければ問題ありません。その他の証明書類(判定書等)は今年の4月1日以降の日付のものを提出してください。

Q11 調査票10-1(5月1日に在籍する園児分)に記載した対象園児は、調査票10-2(10月1日に在籍する園児分)に記載する必要がありますか？

A11 不要です。重複して受付けてしまう恐れがあるため、調査票10-1で記載された園児については、調査票10-2に重複して記載しないよう、十分注意してください。

○対象経費について

Q12 対象経費はどういったものが該当するのでしょうか？

A12 対象経費は特別支援教育に係る経常的経費（人件費、教育研究経費、管理経費、設備費）となります。
・補助教諭や看護師等の雇用経費や担任教諭の特別手当の支給に要する経費
・特別な支援を必要とする園児用のいすやマット等の購入費用
・特別な支援を必要とする園児の対応に関する研修に参加した際の経費
等が該当します。

Q13 人材紹介の紹介料やその教員の給料は対象となりますか？

A13 特別支援教育に係る経常的経費（人件費や管理経費）に該当するのであれば対象となります。

Q14 対象経費に全額充当できなかった場合は、一部返還となるのでしょうか？

A14 一部返還は基本的にできません。全額使い切れるように計画を立ててください。

Q15 施設型給付の加算で申請する教員の人件費を充当して良いのでしょうか？

A15 どの教員のどの給与に充てたのか経費の充当に重複がないように整理できるのであれば問題ありません。ただし施設型給付を加算する市町村が重複を認めていない場合もあるので、必ず市町村に確認してください。

Q16 特別支援のためのスロープ等購入費は対象経費に該当しますか？

A16 教育管理経費、設備費に該当するのであれば対象経費ですが、施設関係支出の場合は対象外です。学校会計上どちらに整理されるのか確認してください。

○その他

Q17 市の障がい児の補助金と併せて申請することは可能でしょうか。

A17 市の補助金等と当該補助金を重複して申請することは、県としては問題ありません。
ただし、市町村が重複を認めていない場合があるため、必ず市町村に確認してください。
なお、重複して申請した場合、どの経費に充当したのかをきちんと整理し、他の補助金と充当先の重複がないように整理してください。また、市の補助金等を受けた結果、経費充当ができないこととならないよう、事業計画書を提出する段階で十分に確認してください。

Q18 令和7年5月2日以降中途入園した園児について、書類の準備が間に合えば9月30日までに提出していいですか？

A18 令和7年5月2日以降中途入園した園児の書類については、9月30日まで受け付けることが出来ません。
10月1日以降に提出してください。

Q19 補助教諭等の雇用経費を補助対象経費（人件費）として、充当する予定ですが、補助教諭等は教員免許の他に特別な資格を持っている必要がありますか？

A19 教員免許以外に特別な資格を有することを補助要件としているものではありませんが、看護師や心理士等の資格を持っている職員が対応することが望ましいものと思われます。